

# もう取り付けましたか？ 住宅用火災警報器

平成23年5月31日までに、すべての住宅を対象に住宅用火災警報器を取り付けなくてはなりません。

近年、住宅火災による死者数が増えています。その多くは夜間の就寝中のもので、特に、高齢者の「逃げ遅れ」が原因で亡くなっています。

もしも、夜中に火災が発生したら……

焦げ臭いなど目が覚めた時には、部屋には煙が充満し、辺りは火に囲まれ、屋外に逃げることにすら困難です。

また、火災で発生した一酸化炭素などの有毒ガスを吸い込み、目覚めることなく死亡してしまう場合もあります。

財産だけでなく、大切な命まで奪ってしまう住宅火災。

初期消火や無事に避難できるように住宅用火災警報器を設置し、大切な家族を守りましょう。

照会先

中濃消防組合予防課

☎ 9008

住宅用火災警報器を取り付けましょう。



## 設置する場所

- ・寝室や子供部屋など、就寝に使われる部屋
- ・寝室のある階の階段最上部
- ・寝室以外の居室、台所などは法的な設置義務はありませんが、設置に努めましょう。
- ・台所の警報器は熱式の住警器が望ましいです。



煙感知式住警器



熱感知式住警器

# 地震への備えは大丈夫ですか？

東南海地震や県内の活断層(阿寺断層北部)地震などの直下型地震が発生した場合、関市では、最大震度6弱の揺れが発生すると予想されています。

最近では、平成20年6月に岩手・宮城内陸地震(震度6強)、平成21年8月に静岡沖地震(震度6弱)が相次いで発生しています。

皆さんの家の地震対策は万全でしょうか。地震は突然やってきます。日ごろから準備をしておくことが、被害を最小限に食い止める最善の方法です。

また地震では、建物が倒壊しなくても、家具の転倒や物の落下による危険があります。昨年の静岡沖地震で亡くなられた方は、室内で激しい揺れによつて崩れてきた書籍に埋もれて亡くなっています。

家具は留め金具などで固定して転倒を防止し、転がり落ちそうな物を整理することが非常に大切です。また、食器棚やガラス窓などには飛散防止フィルムを貼りましょう。

事前の一策は、事後の百策に勝ると言いますが、「まさか地震がくるとは」と後悔しないように万全な対策を取りましょう。

照会先

危機管理課

☎ 7736

